

平成26年度第3回教育研究評議会議事要旨

日時 平成26年6月11日（水）15時40分開会

場所 第1会議室

出席者 23名

和田学長，大矢理事（総務・財務担当副学長），鈴木理事（教育担当副学長），近藤副学長，杉山評議員（保健管理センター所長），尾形評議員（言語センター長），李評議員（ビジネス創造センター長），行方評議員（情報処理センター長），穴沢評議員（国際交流センター長），佐野評議員（経済学科長），乙政評議員（商学科長），小倉評議員（企業法学科長），加地評議員（社会情報学科長），花輪評議員（一般教育系学科主任），金評議員（現代商学専攻長），旗本評議員（アントレプレナーシップ専攻長），船津評議員（経済学科教授），高田評議員（商学科教授），石黒評議員（企業法学科教授），佐山評議員（社会情報学科教授），八木評議員（一般教育系教授），羽村評議員（言語センター教授），瀬戸評議員（アントレプレナーシップ専攻教授）

公欠者 0名

欠席者 0名

議事に先立ち，事前に配付している前回（5月14日）開催の平成26年度第2回教育研究評議会の議事要旨の確認が行われた。

議 題

1. 平成25事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について

和田学長から，審議資料1に基づき，平成25事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について諮られ，審議の結果，原案どおり承認された。

承認後，和田学長から，本件について承認されたため，6月23日（月）開催の経営協議会及び役員会に附議する旨発言があった。

2. 国立大学法人小樽商科大学男女共同参画推進委員会規程（案）について

和田学長から，審議資料2に基づき，国立大学法人小樽商科大学男女共同参画推進委員会規程（案）について諮られ，審議の結果，原案どおり承認された。

承認後，和田学長から，本件について承認されたため，本規程は，本日（6月11日）付けで制定し，本日付けで施行する旨発言があった。

また，速やかに規程第3条第3号委員（学長指名の委員）を指名することとする旨併せて発言があった。

3. 小樽商科大学研究報告投稿規程の一部改正（案）について

和田学長から、審議資料3に基づき、小樽商科大学研究報告投稿規程の一部改正（案）について諮られ、審議の結果、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、本件について承認されたため、本規程は、本日（6月11日）付けで改正し、本日付けで施行する旨発言があった。

4. 平成26年度昇任人事に係る日程等について

和田学長から、審議資料4-1に基づき、平成26年度昇任人事に係る日程について諮られ、審議の結果、原案どおり承認された。

また、今年度の昇任教授会については、資料印刷に係る経費節減等の観点から、回収資料の閲覧にiPadを用いて、213AL教室（予定）で実施したいと考えている旨発言があった。

引き続き、和田学長から、回収資料に基づき、個人別経歴調書の確認について説明があった。

〈説明内容〉

○回収資料である准教授全員の「個人別経歴調書」については、現在保有している情報をもとに作成したものであり、日程にあるとおり、本会議終了後に各准教授宛てに配付し、確認を行った上で確定することになる。

○教授昇任に係る基準については、審議資料4-2の「国立大学法人小樽商科大学教員選考基準細則」第2第1号及び「国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教員選考基準」第6条第1項第1号にあるとおりである。

○「個人別経歴調書」の「准教授以外の研究歴」及び「その他の期間」については、「国立大学法人小樽商科大学教員選考基準細則」第3及び「国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教員選考基準」第6条第2項の規定に基づき振り分けることとなるため、各准教授による確認に先立ち、各学科等の長等である評議員に主に所属学科等の内容について確認していただき、経歴の振り分けについてお気づきの点があれば指摘をお願いしたい。

その後、個人別経歴調書の確認が行われたが、修正意見等は出されなかった。

報 告 事 項

1. 将来構想委員会における学長特別補佐の取扱いについて

和田学長から、将来構想委員会における学長特別補佐の取扱いについて報告があった。

〈報告内容〉

○学長特別補佐7名の選任については、4月16日開催の教育研究評議会に報告したが、その際に評議員から以下の意見が出された。

(1) 学長特別補佐は、将来構想委員会の委員に含まれることになるが、7名の内6人の学長特別補佐が将来構想委員会専門部会の委員となっているため、将来構想委員会における議論が形骸化するのではないか。

(2) 新たな教育研究組織・教育課程については、「専門部会」ではなく「委員会」で検討することになっていたが、将来構想委員会の委員となる学長特別補佐がこれだけ多くいるのでは、「専門部会」で検討するのと変わらないのではないか。

○これらの意見を踏まえ、「将来構想委員会」と「将来構想委員会専門部会」を切り離すため、将来構想委員会においては、学長特別補佐はオブザーバーとするよう、規程の改正等を検討することとしていたため、5月27日開催の将来構想委員会で検討を行った。

○昨年度の学長特別補佐は教育改革担当であったため、将来構想委員会の委員として任命していたが、今年度の学長特別補佐は、COC事業等の責任教員と将来構想委員会専門部会の委員を任命しており、教育改革担当の学長特別補佐は任命していない状況にある。

○昨年度からの議論の継続性を鑑み、COC事業の責任教員である江頭学長特別補佐に、教育改革担当の職務を付加した上で、委員として参画してもらうこととなった。

○以上のように、将来構想委員会への学長特別補佐の参画については、限定的に運用することとし、必要に応じて、他の学長特別補佐をオブザーバー参加させることにした。

○この取扱いについては、委員会の議事要旨に記録として残しておくことが、委員会で承認されている。

その後、質疑応答等が行われた。

●将来構想委員会規程の改正は行わないのか。

○規程は改正せず、運用として、報告したとおりに解釈するということである。

●将来構想委員会では、将来構想委員会委員を規定する将来構想委員会規程第3条の「学長特別補佐」を削除し、「学長が指名する者1名」を追記する規程の改正を行うという結論になったと思うが、その点についてはどのようになっているか。

○再度議事要旨を確認し、必要があれば取り扱いを変更することについて検討したい。

次回の会議日程

次回の教育研究評議会は、6月25日（水）に開催する予定である。

以 上